

特定重大事故等対処施設に係る写真・映像等の公開の考え方

令和2年2月7日

原子力規制庁

1. 基本方針

これまでの特定重大事故等対処施設に係る審査の取りまとめの公開に対する考え方と同様、セキュリティの観点から公開すべきでない情報以外については、公開することは可能である。

公開が可能な範囲は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第4号に従い判断する。

原子炉設置者が公開する場合もセキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要があることから、原子炉設置者に対して適切に対応するよう求める。

2. 不開示情報の考え方

平成28年8月2日開催の原子力規制委員会資料1-2「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」の「2. 不開示情報の考え方」と同じとする。